研修記録様式R７：受験申請時に提出

産業医実務能力に関する自己評価(総合評価)

1. 産業医としての姿勢

○　1)　産業医の事業場における立場、果たすべき基本的な役割を理解している

（研修項目：　27.産業医倫理の実践と理解）

評価：　A　・　B　・　C

○　2)　産業医としての倫理規範を理解し、実際の行動に結びつけることができる

（研修項目：　27.産業医倫理の実践と理解）

評価：　A　・　B　・　C

○　3)　 労働者のプライバシーおよび知る権利に留意して、健康情報を取扱うことができる。

（研修項目：　23．健康情報・産業保健活動の記録と管理）

評価：　A　・　B　・　C

1. サービス対象の理解

○　4)　経営者や管理職、労働者等とのコミュニケーションの機会や諸情報に基づき、企業や労働者の特性を理解できる

（研修項目：5.企業や職場の把握、職場巡視の実施）

評価：　A　・　B　・　C

○　5)　職場巡視、その他の方法で、事業場を理解し、事業場に存在する産業保健ニーズに関する情報を収集できる

（研修項目：5.企業や職場の把握、職場巡視の実施）

評価：　A　・　B　・　C

○　6)　 労働者の社会的・文化的な多様性を認識して、それらに配慮した効果的な産業保健サービスを提供することができる。

（研修項目：5.企業や職場の把握、職場巡視の実施）

評価：　A　・　B　・　C

1. 関連法令の理解と遵守

○　7)　事業場に適用される労働安全衛生法令を理解するともに法令改正に関わる情報を入手し、それらを産業保健活動に適用することによって法令遵守に貢献できる

（研修項目：25．労働衛生関連法令の遵守）

1. 評価：　A　・　B　・　C

○　8)　 法令改正時に、事業場への適用について評価し、事業者に助言できる。

（研修項目：25．労働衛生関連法令の遵守）

1. 評価：　A　・　B　・　C

○　9)　 業務起因性傷病に対する労災申請や訴訟に関連して、産業保健の専門家としての立場から事業者に対して意見を述べることができる。

（研修項目：25．労働衛生関連法令の遵守）

1. 評価：　A　・　B　・　C
2. 文書体系と計画

　10)　事業者による労働安全衛生の基本方針策定において、産業医の立場から助言を行うことができる

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

　　　　評価：　A　・　B　・　C

○　11)　産業保健活動に関する目標を事業場の実状に合わせて設定するとともに、達成状況を評価することができる

（研修項目：2．産業保健活動の計画・目標の立案と評価）

評価：　A　・　B　・　C

○　12)　産業保健活動の計画を立案でき、計画の実施状況を管理することができる

（研修項目：2．産業保健活動の計画・目標の立案と評価）

評価：　A　・　B　・　C

○　13)　産業保健領域の手順書等の文書を事業場の実状に合わせて作成することができる

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

評価：　A　・　B　・　C

○　14)　 産業保健活動の記録の管理を行い、それらをもとに可能な限り定量的な報告書を作成することができる。

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

評価：　A　・　B　・　C

○　15)　 産業保健活動に必要な情報を明確にし、サービスの提供や分析に情報管理システムを利用できる。

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

評価：　A　・　B　・　C

1. 産業保健組織と産業医の役割

○　16)　必要な要員、その専門性、組織体制等、産業保健組織の確立への助言を行うことができる

（研修項目：　1．産業保健体制の構築）

　　　　評価：　A　・　B　・　C

○　17)　産業保健スタッフの役割分担を明確化し、連携のためのチームを構築することができる。

（研修項目：　1．産業保健体制の構築）

　　　　評価：　A　・　B　・　C

○　18)　 産業看護職や衛生管理者等の産業保健スタッフへの指導および連携を取ることができる。

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携）

評価：　A　・　B　・　C

○　19)　 品質管理の手法を用いて産業保健サービスの質を評価・管理することができる。

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携）

評価：　A　・　B　・　C

○　20)　 産業保健部門の予算確保を行うとともに、有効な執行計画を立案できる。

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携）

評価：　A　・　B　・　C

○　21)　衛生委員会等の場で、産業医として貢献することができる

（研修項目：４．衛生委員会等への参画）

評価：　A　・　B　・　C

1. リスクアセスメント

○　22)　職場に存在する健康障害要因の存在を明確にし、整理することができる

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　23)　職場に存在する健康障害要因について、有害性情報を入手し、リスク評価のために整理し、説明することができる

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　24)　労働者への健康障害要因曝露を評価するための方法を理解し、曝露状況を評価できる

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　25)　有害性の情報と曝露情報から健康障害リスクを評価することができる

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

1. 健康影響サーベイランス

○　26)　健康障害要因の種類、曝露の状態に合わせた健康影響評価指標を設定することができる

（研修項目：13．特殊健康診断の実施、健康障害の原因分析）

評価：　A　・　B　・　C

* 27)　検査の精度管理制度を理解し、適切な精度管理が行われている検査機関を選定できる

（研修項目：13．特殊健康診断の実施、健康障害の原因分析）

評価：　A　・　B　・　C

○　28)　特殊健康診断の結果に基づき、職場の状態を把握し、改善に結びつけることができる

（研修項目：13．特殊健康診断の実施、健康障害の原因分析）

評価：　A　・　B　・　C

○　29)　特殊健康診断等の方法で健康障害を診断できる

（研修項目：13．特殊健康診断の実施、健康障害の原因分析）

評価：　A　・　B　・　C

○　30)　 労働災害や職業性疾病発生時に、その要因分析に参加し、再発防止に貢献できる。

（研修項目：13．特殊健康診断の実施、健康障害の原因分析）

評価：　A　・　B　・　C

1. リスクコントロール

○　31)　 リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減対策の優先順位をつけることができる。事業場に存在する健康障害リスクの状態に合わせた優先順位の決定、リスク低減の方法の選択や計画の策定において助言・指導するとともに、その実行を支援することができる。

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

* 32)　事業場に存在する健康障害リスクの状態に合わせた優先順位の決定、リスク低減の方法の選択や計画の策定において助言・指導することができる。

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

* 33)　リスク低減対策が確実に実行されるよう、実行状況の確認および有効性の評価をおこなうことができる。

（研修項目：８．粉じん・アスベストによる健康障害防止対策, ９．化学物質による健康障害防止対策, 10．物理的要因による健康障害防止対策, 11．生物的要因による健康障害防止対策）

評価：　A　・　B　・　C

1. コントロールコミュニケーション

○　34)　 リスク低減対策に必要な事業場の各階層に対する教育・研修を企画し、実施することができる。

（研修項目：７．労働衛生教育の実施とリスクコミュニケーションの推進 ）

評価：　A　・　B　・　C

○　35)　健康障害要因に対する労働者の不安や疑問に対して、科学的な情報に基づきコミュニケーションができる

（研修項目：７．労働衛生教育の実施とリスクコミュニケーションの推進 ）

評価：　A　・　B　・　C

1. 作業負荷および疲労回復

○　36)　作業方法や勤務内容から、心身の負荷を評価することができる

（研修項目：12．作業負荷の評価と改善対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　37)　交代勤務のシフトや作業方法等、心身への負荷が少ない職務設計についての助言をすることができる

（研修項目：12．作業負荷の評価と改善対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　38)　疲労の少ない職場設計や休憩室、食堂等の福利施設に関する助言をすることができる

（研修項目：22．快適職場の形成及び福利厚生施設の衛生管理）

評価：　A　・　B　・　C

1. 心理社会的健康障害要因対策

○　39)　メンタルヘルス対策について、計画の策定、個別指導の実施、事業者への助言・勧告等の対応ができる

（研修項目：16．メンタルヘルス対策）

評価：　A　・　B　・　C

* 40)　長時間労働者の面接指導やその結果に基づく事業者への指導・勧告等の過重労働対策が実施できる

（研修項目：17．過重労働対策）

評価：　A　・　B　・　C

1. 健康管理・健康増進

○　41)　労働者の生活習慣および健康状態を評価するための一般健康診断や健康測定を企画し、実施することができる

（研修項目：14．一般健康診断等の実施）

評価：　A　・　B　・　C

○　42)　健康状態や生活習慣等を、集団として評価することができる

（研修項目：19．健康教育・健康の保持増進対策 ）

評価：　A　・　B　・　C

○　43)　高年齢者や女性等の特性に応じた健康管理施策の計画や個別対応を実施することができる

（研修項目：20．特性（母性、高齢者等）に応じた健康管理）

評価：　A　・　B　・　C

○　44)　健康診断等の結果に基づき、保健指導を実施することができる

（研修項目：19．健康教育・健康の保持増進対策 ）

評価：　A　・　B　・　C

○　45)　集団に対して、健康教育を実施することができる

（研修項目：19．健康教育・健康の保持増進対策 ）

評価：　A　・　B　・　C

1. 適正配置

○　46)　事業場における適正配置および就業上の措置の手順の策定において、専門的な立場から助言・指導することができる

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

評価：　A　・　B　・　C

○　47)　健康診断の結果に基づき、事業者に対して適正配置および就業上の措置に関する意見を提出することができる

（研修項目：15．健康診断の事後措置）

評価：　A　・　B　・　C

○　48)　長期病欠からの復職時や妊娠中の症状等に応じた就業上の配慮について、事業者等に対して助言することができる

（研修項目：18．職場復帰支援, 20．特性（母性、高齢者等）に応じた健康管理）

評価：　A　・　B　・　C

○　49)　 有病者の両立支援や障害者、高齢者等のワークアビリティの向上を支援できる。

（研修項目：18．職場復帰支援, 20．特性（母性、高齢者等）に応じた健康管理）

評価：　A　・　B　・　C

○　50)　 労働者の生殖機能の保護、特に妊娠中の労働者に対する就業上の措置に関して、助言を行うことができる。

（研修項目：18．職場復帰支援, 20．特性（母性、高齢者等）に応じた健康管理）

評価：　A　・　B　・　C

1. 救急・緊急体制

○　51)　応急対応を行うための必要な手技を身につけているとともに、産業保健スタッフやその他の従業員に指導することができる

（研修項目：21．救急・緊急対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　52)　事業場の救急対応計画の策定や備品等の準備を行うことができる

（研修項目：21．救急・緊急対策）

評価：　A　・　B　・　C

○　53)　事業場の緊急事態対応計画の立案において、専門的立場から助言・指導することができる

（研修項目：21．救急・緊急対策）

評価：　A　・　B　・　C

1. 環境マネジメント

　54)　環境保全に関する事業場の課題、法令、マネジメントシステムの要求事項などを説明できる

（研修項目：24．安全・環境管理）

評価：　A　・　B　・　C

　55)　健康の専門家の立場から、事業場の環境への取り組みに対して貢献することができる

（研修項目：24．安全・環境管理）

　　　　評価：　A　・　B　・　C

1. 科学的研究

○　56)　 産業保健の課題について、科学的な研究をデザインし、実施することができる

（研修項目：26．産業医学分野での調査研究）

評価：　A　・　B　・　C

○　57)　倫理規範に則って、研究の実施および発表を行うことができる

（研修項目：26．産業医学分野での調査研究, 27．産業医倫理の理解と実践）

評価：　A　・　B　・　C

1. 監査

　58)　安全衛生の監査の実施、報告書の作成等に貢献できる

（研修項目：6．労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、産業保健活動の文書化）

評価：　A　・　B　・　C

1. 社内外の連携

○　59)　事業者や労働組合等と、それぞれの立場を理解して、コミュニケーションすることができる

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携, ７．労働衛生教育の実施とリスクコミュニケーション）

評価：　A　・　B　・　C

○　60)　人事部門、安全部門等の社内の各部門と連携して活動を行うことができる

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携, 24．安全・環境管理）

評価：　A　・　B　・　C

　61)　 公的機関、地域資源を有効に活用し、また地域に対して貢献することができる

（研修項目：３．社内部門・外部機関との連携）

評価：　A　・　B　・　C

指導医コメント欄

産業医実務能力が、専門医試験の受験の要求水準を満たしていると判断しました。

記載日　　　　年　　　月　　　日

指導医番号

指導医署名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞